

富山県企業局最低制限価格実施要領

1 趣旨

この要領は、富山県企業局が発注する建設工事の入札における最低制限価格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。））を適用する入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 最低制限価格の対象となる工事

- (1) 予定価格が400万円を超え2,000万円未満の工事（以下「適用工事」という。）の入札を最低制限価格の対象とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、指名競争入札方式で発注する予定価格が2,000万円以上の災害復旧工事その他の緊急を要する建設工事の入札については、最低制限価格の対象とする。

3 最低制限価格

最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となる次の表の左欄に掲げる費用に同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を最低制限価格とする。

直接工事費	100分の97
共通仮設費	100分の90
現場管理費	100分の90
一般管理費等	100分の68

4 入札参加者への周知

適用工事の指名通知書又は発注公告に、最低制限価格を設けたことを明記する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合においては、当該同価格の入札についてくじを行い、落札者を決定する。

6 入札参加者への通知

経営管理課長は、5の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

7 最低制限価格の公表

最低制限価格は、落札者の決定後、入札調書により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月15日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事に係る入札から適用する。